

広瀬地域づくり協議会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、広瀬地域づくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、広瀬地区の自治全般の円滑な運営を図るとともに、住民相互の交流と親睦を図り、共通の利益の増進、生活環境の保持・改善に努力し、文化・福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 協議会の事業計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 地域づくりに関すること。
- (3) 地域福祉に関すること。
- (4) 生涯学習に関すること。
- (5) 防災防犯に関すること。
- (6) 生活環境の保持と改善向上に関すること。
- (7) 地域住民相互の情報交換及び交流・親睦に関すること。
- (8) 広瀬交流センター等施設の運営管理に関すること。
- (9) その他目的達成に必要なこと。

2 事業の運営は、別に定める規定をもって行う。

(会員)

第4条 協議会の会員は、広瀬地区の住民及び地区内を活動範囲とする各種団体等とする。

2 協議会の活動には、年齢および男女に関係なく、会員誰もが参加できるものとし、積極的な参加の促進に努める。

(事務所)

第5条 協議会の事務所は、広瀬交流センター内（南砺市竹内241番地）に置く。

第2章 組織

(総会)

第6条 総会は、協議会の最高議決機関であって、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合には、その都度臨時総会を開催する。

2 総会は次の事項を評議決定する。

- (1) 会則及び規定（会長が付議する必要があると認めるもの）の制定、改正及び廃止に関すること。
- (2) 協議会の事業計画及び予算に関すること。

- (3) 協議会の事業報告及び決算に関すること。
 - (4) 役員を選任に関すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会運営の重要な基本事項に関すること。
- 3 総会は会長、副会長、顧問、参与、理事、委員、専門部会員、評議員、監事、地域づくり支援員(市職員)をもって構成し、2分の1以上の出席をもって成立する。
 - 4 議長は会長が行い、総会の議事進行を行う。
 - 5 書記1名、議事録署名人2名は議長が指名する。
 - 6 書記は総会の議事について、会議の運営状況、発言内容、議事の進行等を記載した議事録を作成し、議長及び議事録署名人2名の署名押印を得なければならない。なお、議事録は事務局が保管管理する。

(運営委員会)

- 第7条 運営委員会は、会長、副会長、理事、委員、地域づくり支援員をもって構成する。
- 2 運営委員会は、会長が招集し、次の事項について立案し、各専門部会とともに事業を遂行する。
 - (1) 協議会運営の基本事項
 - (2) 地域づくりの計画策定や見直し
 - (3) 総会に付議する事項
 - (4) その他必要な事項
 - 3 会長は、必要に応じて評議員の全員または一部の出席を求めることができる。

(専門部会)

- 第8条 専門部会は、住民および地区内の各種団体の推薦からなる部員をもって構成し、部員の互選により部会長1名を選出する。
- 2 専門部会は部会長が招集し、事業の企画、調整、運営を行う。
 - 3 専門部会は第3条の活動を推進するため、次の4部会とし、その主たる事業は次のとおりとする。
 - (1) 地域づくり部会
住民自治事業、その他地域課題の検討および課題解決に関する事業
 - (2) 地域福祉部会
地域福祉、健康福祉に関する事業
 - (3) 生涯学習部会
生涯学習、文化活動、体育振興に関する事業
 - (4) 防災防犯部会
防災、防犯に関する事業

第3章 役員

(役員)

第9条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名

- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 11名
- (4) 委員 11名
- (5) 監事 2名
- (6) 評議員

(役員を選任)

第10条 会長および副会長は、運営委員会において推薦し、総会において選任する。

- 2 理事は、各自治会長及び専門部会長をもって充てる。
- 3 委員は、各副自治会長及び専門副部会長をもって充てる。
- 4 評議員は、各種団体長および各種委員役職者をもって充てる。
- 5 監事は、評議員の中から、会長が選任する。

(役員の仕事)

第11条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 理事及び委員は、運営委員会を組織し、この会則に定める事項を審議する。
- 4 監事は、協議会の会計及び会務を監査し総会に報告する。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は、2年とする。

- 2 役員の任期中に異動が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員のお金)

第13条 役員のうち、会長、副会長および4専門部会長には、役員報酬規定に定めるところにより報酬を支給する。

(顧問および参加)

第14条 協議会に顧問及び参加を置く。

- 2 顧問は、広瀬地区選出または推薦の南砺市議会議員がこれにあたる。
- 3 参加は、石黒駐在所員、前広瀬自治振興会長及び広瀬地区選出または推薦の前市議会議員がこれにあたる。
- 4 会長が特に必要と認めたとき、前項の他に参加を委嘱できる。
- 5 顧問および参加は、協議会の会議に出席し、協議会の事務および事業の執行に意見を述べるができる。

(専門部会員の選任)

第15条 専門部会員は、各自治会及び各種団体で選任された者とする。

- 2 専門部会員の在任中に異動が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 専門部会長は、必要に応じて新たな部会員を選任することができる。

(事務局)

第16条 協議会に次の職員を置き、会長が任命する。

交流センター管理者 1名

地域指導員 若干名

(事務局の任務)

第17条 交流センター管理者は、施設の維持管理及び施設の使用承認、各専門部会活動の運営や庶務会計等の事務処理、地域指導員の指導監督、関係機関及び団体との調整等を行う。

2 地域指導員は、交流センター管理者の補佐、協議会全体の庶務・経理等に関する業務を行う。

第4章 会計

(経費)

第18条 協議会の経費は、会費・負担金・交付金・補助金及びその他の収入をもって充てる。

2 総会で決議された予算の範囲内において、運営委員会の承認により、予算の用途の変更及び流用をすることができる。

(会計年度)

第19条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(情報等の公開)

第20条 協議会の事業計画や予算及び事業報告や決算について、広報等をもって会員に周知する。

(その他)

第21条 この会則に定めのない事項は、会長が別に定め、必要に応じ総会に報告する。

附 則 この会則は、平成31年4月1日より適用し、平成31年4月14日より施行する。

附 則 この会則は、令和2年4月12日から施行し、令和2年4月1日から適用する。